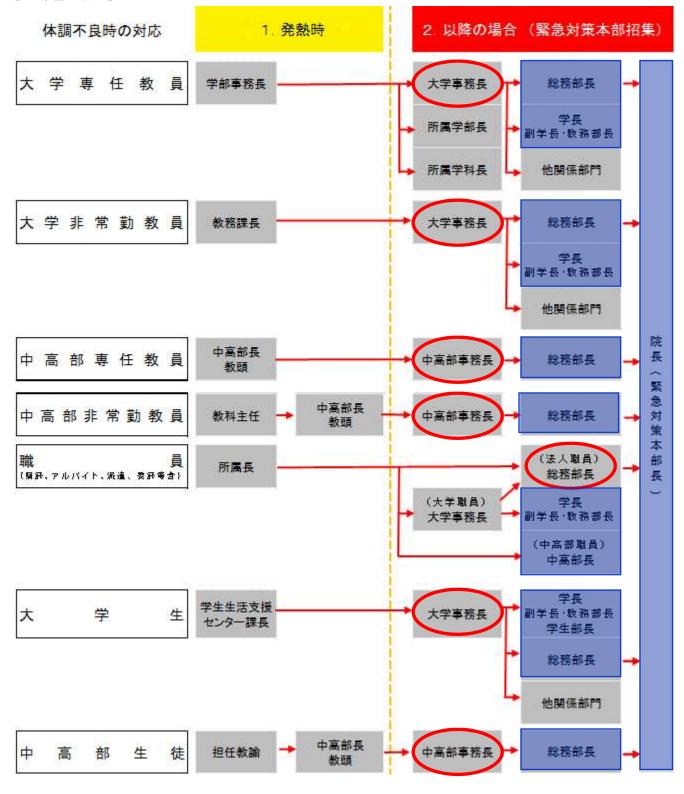
新型コロナウイルス感染症への対応について(教職員関係)

新型コロナウイルス感染症への対応について(教職員関係)	
基本方針	① 感染拡大の防止 ② 関係者すべて(生徒・学生・教職員・保護者・同窓生・取引先等)の安全の確保 ③ 学院運営上必要な教育活動および業務の継続 ④ 必要な情報の公開 ⑤ 自己申告による不利益の除去
予防策	① 手洗い、うがい、咳エチケット等の徹底② 不要不急の外出(出張含む)、人込みを避ける③ 会議、打合せなどの取捨選択、執務室のこまめな換気、座席配置等の工夫、シフトの調整等④ 感染症危険情報レベル2以上の国および地域より帰国した場合は、2週間の自宅待機(学院構内立入禁止)とする
体調不良時等	1~6に該当する場合は、都度状況を報告する。
の対応	
(個人)	大学非常勤講師:教務課 中高部非常勤講師:教科主任 ※報告を受けたものは、「参考 報告の流れ」に沿って対応のこと
/ ★細子白老	なお、学院(産業医)から病状についてのヒアリングをおこなうことがある(日々体温等病状を記録のこと) 1. 発熱時等の風邪症状 (ア) 2. に相当しない場合は、自宅待機(学内で発熱した場合は、速やかに帰宅) (イ) 3日以内に症状が軽快した場合は、軽快後2日をもって出勤可 2. 以下のいずれかに相当する場合(但し、自身の病気に起因するものは除外する。) ・4日以上継続した発熱等の風邪症状 ・基礎疾患の保育者、老齢者の発熱等の風邪症状 ・高熱、強い倦怠感、呼吸困難等の症状出現 (ア)「帰国者・接触者相談センター」に相談 (イ) かかりつけ医に電話で相談 (ウ) 自宅待機を継続の上、当該機関の指示に従う 3. 患者との濃厚接触時(疑い時についても、確定時までは同様) ※濃厚接触者の定義:患者に発症2日前以降に接触した者のうち、手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染性を総合的に判断)。 (ア) 接触時より10日間の自宅待機の上、症状がなければ出勤可 4. 同居家族が2. 3. の場合(疑い時についても、確定時までは同様) (ア) 判明時より10日間の自宅待機の上、症状がなければ出勤可 5. PCR検査を受検して陰性の場合、または受検対象外であった場合 (ア) 自宅待機の上、医師又は保健所の指示に基づき、出勤可 6. PCR検査を受検して陽性の場合 (ア) 病院・保健所等の指示にて入院または自宅・施設待機
体調不良者 発生時の対応 (学院)	1. 体調不良時の対応 2.以降で、緊急対策本部を招集し、陽性者が確定した場合の休校、部署閉鎖などの対応を決定 2. P C R 検査陽性者発生時 (ア)総務課長が保健所との窓口、および(イ)以下の対応について統括 (イ)保健所の積極的疫学調査に協力(各部署) (必要書類等:勤怠関係書類、時間割および出欠関係書類、座席表、フロア図など) (ウ)学内に濃厚接触者が生じた場合は、該当者への連絡・指示などの実施(各部署) (エ)学内の消毒等が必要になった場合、保健所等より指示がある場合にはそれに従い、特段の指示が無い場合には、業者委託または教職員にて実施
業務継続計画 (主に事務組織)	部署単位で業務が停止することを想定し、部署毎にあらかじめ準備をおこなう
その他	周知の方法は 専任教員および職員(アルバイト、派遣含む)はメール、非常勤講師はホームページ(大学、中高部)によって行なう





⇒ <u>covid@mail.kobe-c.ac.jp</u> へ報告

*

= 危機管理委員会メンバー への個別の連絡は不要